

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(工学的安全施設等の起動(作動)信号)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への反映箇所	備考
		ヒアリング資料番号	図書種別、目録番号	図書名称	該当頁					
1	2022/2/4	NS2-添1-052(比)	比較表(VI-1-5-2)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)	P.1.6	ATWS用の検出器は専用である旨を別資料に記載していることを説明すること。	今回回答	相違No.②について、別資料に記載している旨が分かるように下記のとおり追記しました。(下線部参照) 島根2号機は、ATWS用に信号を新たに追加する(対象計器は「工事計画に係る補足説明資料(計測制御系統施設)」資料No.1の「表5-2 凝縮槽を兼用している計器」に記載)	NS2-添1-052改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)」P.1.6	
2	2022/2/4	NS2-添1-052(比)	比較表(VI-1-5-2)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)	P.1	類型化No.⑤について詳細に説明すること。	今回回答	相違No.⑤について、詳細な説明を下記のとおり追記しました。(下線部参照) 島根2号機は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することが出来ない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定	NS2-添1-052改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)」P.1.8	
3	2022/2/4	NS2-添1-052(比)	比較表(VI-1-5-2)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)	P.17	「原子炉水位低」がレベル3と分かるように記載を検討すること。	今回回答	柏崎7号と記載方針が異なり、島根2号機は、工学的安全施設等の起動信号としては複数の原子炉水位低信号があるが、原子炉非常停止信号としては「原子炉水位低(レベル3)」のみであることから、原子炉非常停止信号であることが明確である場合には「原子炉水位低(レベル3)」ではなく「原子炉水位低」と記載する方針を踏まえて、その旨が分かるように、相違No.⑦として下記記載を追記しました。(下線部参照) ・記載方針の相違 【柏崎7】 島根2号機は、工学的安全施設等の起動信号としては複数の原子炉水位低信号があるが、原子炉非常停止信号としては「原子炉水位低(レベル3)」のみであることから、原子炉非常停止信号を指す場合は「原子炉水位低(レベル3)」ではなく「原子炉水位低」と記載	NS2-添1-052改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)」P.1.11,18,19	
4	2022/2/4	NS2-添1-052(比)	比較表(VI-1-5-2)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)	P.17	「原子炉非常停止信号」及び「原子炉スクラム」の使い分けについて説明すること。	今回回答	柏崎7号と記載方針が異なり、島根2号機は、信号を指す場合は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表の記載に基づき「原子炉非常停止信号」と記載し、動作を指す場合は設置変更許可申請書の記載に基づき「スクラム」と記載を使い分けていることから、相違No.⑥として下記記載を追記しました。(下線部参照) ・記載方針の相違 【柏崎7】 島根2号機は、信号を指す場合は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表の記載に基づき「原子炉非常停止信号」と記載し、動作を指す場合は設置変更許可申請書の記載に基づき「スクラム」と記載	NS2-添1-052改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)」P.1.11,12,17,18,20	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(工学的安全施設等の起動(作動)信号)

No.	図書番号	図書名称	該当頁 (通し頁)	適正化内容	提出年月日	備考
1	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	目次	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)及びATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)作動信号の設定値の根拠について、記載表現を明確化したことからページ番号に変更が生じたため記載を適正化しました。 旧:7 新:9	2022/1/27	
2	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.1	記載を適正化しました。 旧:全制御棒を全挿入させる。 新:全制御棒を全挿入させて発電用原子炉を未臨界に移行させる。	2022/1/27	
3	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.1	記載を適正化しました。 旧:原子炉再循環系流量 新:原子炉再循環流量	2022/1/27	
4	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.2	記載を適正化しました。 旧:原子炉保護系 新:原子炉停止(スクラム)系	2022/1/27	
5	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.3	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)及びATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)作動信号の設定値の根拠について、記載表現を明確化したことから下記記載を削除しました(記載を適正化しました)。 「4. 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠についても同様の記載のため記載を省略する。」	2022/1/27	
6	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.5	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)及びATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)作動信号の設定値の根拠について、記載表現を明確化したことから記載を適正化しました。 旧:(1)ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能及び代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) 新:(1)ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	2022/1/27	
7	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.5,6	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)及びATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)作動信号の設定値の根拠について、記載表現を明確化したことから下記記載を削除しました(記載を適正化しました)。 「また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)により原子炉再循環ポンプをトリップさせる」	2022/1/27	
8	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.5,6	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)及びATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)作動信号の設定値の根拠について、記載表現を明確化したことから記載を適正化しました。 旧:ATWS緩和設備原子炉圧力高設定値 新:ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)原子炉圧力高設定値	2022/1/27	

No.	図書番号	図書名称	該当頁 (通し頁)	適正化内容	提出年月日	備考
9	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.7,8	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)及びATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)作動信号の設定値の根拠について、記載表現を明確化したことから記載を適正化しました。 新たに「(2)代替原子炉再循環ポンプトリップ機能」として、原子炉圧力高及び原子炉水位低(レベル2)の設定値の根拠について記載を追加しました。	2022/1/27	
10	NS2-添1-052	VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書	P.7,8	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)及びATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)作動信号の設定値の根拠について、記載表現を明確化したため記載を適正化しました。 旧:図4-3 新:図4-5	2022/1/27	
11	NS2-添1-052 改01(比)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)	P.1,12,17~19,21	相違理由の追記に伴い類型化番号が変更となったため、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)⑥ (新)⑧	2022/4/25	
12	NS2-添1-052 改01(比)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書)	P.1,18,22~24	相違理由の追記に伴い類型化番号が変更となったため、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)⑦ (新)⑨	2022/4/25	